

私道の市道化促進に関する要綱

平成19年4月3日制定
枚方市要綱第43号

(目的)

第1条 この要綱は、私道の寄附採納の基準、手続、費用負担等を定めることにより、私道の市道化を進め、もって道路の整備及び道路行政の円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「私道」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第3号及び第5号に規定する道路をいう。

(寄附採納基準)

第3条 寄附採納する私道は、次の基準を満たすものとする。

- (1) 道路幅員がおおむね4.0メートル以上であり、かつ、道路区域内に突出物がないこと。
 - (2) 道路排水施設が整備され、その流末が公有施設又は私有施設（接続同意を得ているものに限る。）に接続されていること。
 - (3) 道路区域が明確であること。
 - (4) 道路区域に所有権以外の権利が設定されておらず、かつ、その所有者全員が当該所有権を本市に無償で移転すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項各号に規定する基準を満たさない私道についても寄附採納することがある。

(寄附手続)

第4条 この要綱の規定により私道を本市に寄附しようとする者（以下「寄附申請者」という。）は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 所有権移転登記承諾書
- (2) 印鑑証明書
- (3) 資格証明書（申請者が法人の場合に限る。）
- (4) 寄附しようとする私道に係る土地登記簿謄本
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(境界確定等)

第5条 この要綱の規定により寄附採納する私道に係る区域及び土地の筆界の確定は、当該私道の所有者及びその隣接地の所有者等の関係者が行わなければならない。

(費用負担)

第6条 この要綱の規定により寄附採納する私道に係る測量、地積測量図及び境界確定図の作成等の費用負担については、寄附申請者と協議して定める。

(地下埋設物等の取扱い)

第7条 この要綱の規定により寄附採納する私道の所有者は、当該私道の地下埋設物等の管理者に、当該地下埋設物の取扱いについて関係機関と協議するよう要請しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 私道の市道化促進に関する要綱（平成5年枚方市要綱第24号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた私道の寄附の申請は、この要綱の規定によりなされた私道の寄附の申請とみなす。